

日中一時支援事業について

日中一時支援って、どんな事業？



日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労及び社会参加を支援し、又は障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息時間を提供することにより、介護者の負担軽減を図ることを目的とする事業です。

標準型

〔利用上限日数〕 障害者：10日/月
障害児：1月の日数

【内容】

障害者等を一時的に預かるとともに、見守り及び社会に適應するための簡易な訓練を行うもの。（自宅等から事業実施施設まで又は事業実施施設から自宅等までの移動が困難な者にあつては、当該移動に係る送迎を含む。）

【要件】(1)、(2)いずれかに該当する場合。

- (1)障害者等の家族が就労している（社会参加活動を含む）又は他の者の看護等のため家族が監護できない場合で、障害者等の一時的な預かりを必要とする場合。
(2)障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息が必要な場合で、障害者等の一時的な預かりを必要とする場合。

医療型

〔利用上限日数〕 10日/月

【内容】

障害者等を医療機関において日中一時的に預かるもの。

【要件】

遷延性意識障害者等又は重症心身障害者等で医療機関での一時的な預かりを必要とする場合。

日中一時支援が利用できる方は？

次に掲げる手帳や受給者証を持っている方です。



身体障害者手帳

療育手帳

精神障害者保健福祉手帳

自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る)

特定疾患医療受給者証等

利用料金は？



事業費の1割を負担していただきます。
 詳細は次の表をご覧ください。
 (ただし、生活保護世帯及び低所得世帯は0円)
 その他、食事提供に要する費用・光熱水費・創作活動等の材料費等、
 実費負担があります。

サービス区分	利用時間等	利用者負担額		
		区分A (障害支援区分 が5又は6に相 当する者)	区分B (障害支援区分 が3又は4に相 当する者)	区分C (障害支援区分 が1又は2に相 当する者)
標準型	1時間につき	100円	85円	70円
送迎加算 (標準型)	片道につき	40円		
医療型	1時間以上3時間未満	400円		
	3時間以上5時間未満	800円		
	5時間以上7時間未満	1,200円		
	7時間以上	1,600円		

日中一時支援が利用できる事業所は？



別紙「津山市日中一時支援事業所一覧」をご覧ください。

その他、事業に関するお問い合わせは下記へお願いします。

津山市環境福祉部
 社会福祉事務所障害福祉課
 〒708-8501 津山市山北520番地
 [TEL] 0868-32-2067
 [FAX] 0868-32-2153